

大野城市老朽危険空き家等除却促進事業補助金【Q & A】

1. 対象となる建物について

Q① 「老朽危険空き家等」とは、どのような家屋ですか？

A：老朽化し周辺に悪影響を及ぼす恐れのある危険な建物で使用されていない空き家が対象となります。なお、一般に居住用として使用されていた木造や軽量鉄骨造の建物が対象であり、工場や倉庫は対象となりません。

また、市が調査する老朽度危険度判定により、評定合計が100点以上の建物が対象となります。

Q② 入居者がいる建物ですが、補助の対象となりますか？

A：空き家が対象ですので、賃貸借契約のある建物は対象となりません。（ただし、共同住宅でも要件を満たせば対象となります。）

また、所有権以外の抵当権等が設定された建物も対象となりません。（ただし、権利者から承諾を受けている場合は対象となります。）

Q③ 「空き家の常態」とはどのような状況ですか？

A：建物が、概ね1年以上居住又は使用されていない状況を言います。

2. 対象となる方について

Q① 所有者が死亡し、相続人が決定していない建物の解体も補助の対象となりますか？

A：相続人であれば申請できます。ただし、申請者以外に家屋の権利を有する方がいる場合には、その全員の同意書と戸籍謄本等の関係書類の提出が必要となります。

Q② 所有者が遠方で高齢のため、代理の者が補助金を申請できますか？

A：所有者の代わりに第三者に事業を行わせる場合は、所有者が補助金交付申請代行届を提出することが必要です。ただし、補助金の受領者は所有者となります。

Q③ 建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は対象となりますか？

A：抵当権等の権利者の承諾が分かる書類等を提出いただければ、対象となります。詳しくは事前にご相談ください。

※権利者の印鑑証明書等の添付が必要となります。

3. 対象となる解体工事について

Q① すでに解体契約をしている工事は、補助の対象となりますか？

A：対象となりません。補助の対象となるには、解体工事に着手する前に市と事前相談や補助金交付申請を行うことが必要です。

Q② 補助対象の解体の範囲はどこまでですか？ブロック塀や樹木の撤去工事も補助の対象となりますか？

A：対象である建物と同一敷地内にあり、建物と機能を同一とするもので、解体工事に不可分なものが対象となります。要件を満たせば、倉庫や車庫などの工作物等も対象となります。

なお、建物内の荷物の引越し（動産移転）に関する費用は対象となりません。

Q③家屋解体後の整地も補助の対象となりますか？

A：跡地を適正に管理するための解体工事に伴う簡単な整地は対象となります。ただし、砂利を敷くなどの整地工事は対象となりません。

4. 補助金について

Q①補助金の上限はいくらですか？

A：対象となる建物の解体工事費の1／2が対象となり、上限は50万円となります。補助対象額を計算し、千円未満の端数があるときは切り捨てた額が補助金額となります。

5. 解体工事業者について

Q① 解体工事業者は、市が指定する業者でなくてもよいのですか？

A：解体工事業者について、市の指定はありませんが、「建設業法」に基づく業種（土木事業、建築事業、とび・土工事業のいずれか）の許可、又は「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく県知事による登録を受けた業者であることが必要です。

また、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者が、役員等になっている業者が行う解体工事は、補助の対象となりません。

Q②どの解体業者に頼んだらよいか分かりません。業者を教えてくださいませんか？

A：市が特定の業者をご紹介することはできませんが、市のホームページから指名登録／競争入札参加資格者名簿検索の建設工事関係（建築工事、土木工事）の区分から市の指名業者を検索することができます。

なお、見積もりを取る場合は、複数の業者から取ることをお勧めします。

6. 申請について

Q①補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？

A：下記記載の担当課で用紙を配布しています。また、市のホームページからも様式等をダウンロードすることができます。

Q② 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか？

A：速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請をしていただくことになります。

Q③いつまでに解体を終わらせなければならないのですか？

A：申請年度の2月末までに工事を終了し、完了報告の提出をお願いします。

【問い合わせ先】 危機管理部安全安心課生活安全担当
電話番号：092-580-1898 FAX 番号：092-572-8432